

開成町の公共工事に係る条件付き一般競争入札実施要領

平成16年10月 1日（開成町訓令第 8号）

平成17年 7月 1日（開成町訓令第 3号）

平成18年 7月10日（開成町訓令第11号）

平成20年 5月23日（開成町訓令第13号）

平成23年 6月30日（開成町訓令第15号）

平成23年 9月 8日（開成町訓令第20号）

（趣旨）

第1条 この要領は、開成町が実施する建設工事に係る入札・契約制度について、透明性、客観性及び競争性をより一層高めることを目的として条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を適正かつ円滑に行うため、開成町契約規則（昭和49年開成町規則第5号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般競争入札 工事概要等を公告することにより、広く入札参加者を募り、工事の質の担保等の点から設定する「一定の条件」を満たす者について、入札参加資格を認める競争入札方式をいう。
- (2) 契約担当者 契約規則第2条第1項第2号に定める者をいう。
- (3) 発注工種 建設業法（昭和24年法律第100号）別表に掲げる当該工種をいう。
- (4) 委員会 開成町建設工事入札者等指名選考委員会規程（昭和53年開成町訓令第1号）第1条に定める開成町建設工事入札者等指名選考委員会をいう。

（対象工事）

第3条 一般競争入札の対象工事は、次のとおりとする。

- (1) 土木一式工事については、工事設計金額が5,000万円以上のものとする。
- (2) 建築一式工事については、工事設計金額が5,000万円以上のものとする。
- (3) 前各号に掲げるもの以外の工種については、委員会で必要と認めるものとする。

（公告）

第4条 一般競争入札を実施する場合には、契約規則等の規定に基づき、公告を行うものとする。

(入札参加資格の設定及び審査)

第5条 第6条第2項に規定する入札参加資格の設定及び第8条に規定する入札参加資格の審査は、委員会で行うものとする。

2 入札参加資格の設定に当たっては、工事の質の担保等に配慮するものとし、また、過度に競争を制限するものとならないよう留意するものとする。

(入札参加者の資格要件)

第6条 町長は、入札参加資格確認申請書の提出期間から落札決定までの間、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることはできない。このことは、第4条に規定する公告において、明らかにしなければならない。

(1) 開成町契約規則第3条第1項に規定する入札参加資格を有することについて町長の認定を受けていない者

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者

(3) 発注工種につき、有効な経営事項審査結果通知を受けていない者

(4) 開成町指名停止等措置要綱(平成23年開成町訓令第23号)に基づく指名停止期間中の者

(5) 開成町暴力団排除条例(平成23年開成町条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。)

(6) 入札参加資格の確認基準日以前2年以内に銀行取引停止を受けたことのある者

ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)計画の認可を受けた後、別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けたときは除く。

(7) 入札参加資格の確認基準日以前6月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出したことのある者

ただし、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てを行った者が、更生計画の開始決定又は再生計画の開始決定を受けた後、再度の競争入札参加資格申請を行い、競争入札参加資格の再認定を受けたときを除く。

(8) 債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押えの命令及び競争手続きの開始決定がなされている者

(9) 法人市町村民税及び消費税を滞納している者

(10) 退職一時金制度を導入していない者(建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の対象であるものに限る。))又は中小企業退職金共済法に基づく建設業・清酒

製造業・林業退職金共済組合との建設業退職金共済契約を締結していない者

- (11) 発注工種に係る建設業法第 26 条に規定する技術者(監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者)を専任で現場に配置できない者
- (12) 当該工事に係る入札説明書を指定した方法で入手していない者
- (13) 当該工事に係る工事費内訳書等を提出できない者

2 前項に規定するもののほか、工事の規模及び内容に応じ、入札参加資格として、次の各号に掲げる事項について定めることができる。入札参加資格として定める場合は、第 4 条に規定する公告において明らかにしなければならない。

- (1) 参加方式
- (2) 建設業許可の種類
- (3) 発注工種に係る経営事項審査の総合評点もしくは等級格付
- (4) 本店又は支店の所在地
- (5) 配置予定技術者の資格及び施工経験
- (6) 同種工事の実績
- (7) その他公正な競争を維持するために必要と判断される事項

3 特定建設工事共同企業体の結成を条件とする工事にあつては、各構成員ごとに、前項に規定する入札参加資格を設定しなければならない。

4 特定建設工事共同企業体の結成を条件とする工事にあつては、経常建設共同企業体を参加させてはならない。

(入札参加資格確認の申請)

第 7 条 一般競争入札に参加を希望する者は、次の各号に掲げる付属書類を添付した「一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書」(第 1 号様式) を、公告に定める日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 「配置予定技術者等届」(第 2 号様式)
- (2) 「同種工事实績届」(第 3 号様式)
- (3) (1) 及び(2)に係る関係書類(主任技術者等の資格を有する証明、工事経験を内容確認のできる書類等)

2 特定建設工事共同企業体の結成を条件とする工事にあつては、前号各号に掲げる付属書類を各構成員ごとに提出させるとともに、特定建設工事共同企業体協定書又は他の構成員から代表構成員に対し、入札及び契約の権限を委任する委任状を提出させなければならない。

3 提出書類の記載要領及び用紙類については入札説明書に含めるものとし、入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法は公告において明らかにするものとする。

(入札参加者の審査)

第8条 契約担当者は、入札参加資格の審議に供するため「一般競争入札(条件付)参加資格確認書」(第4号様式)(以下、「資格確認書」という。)を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、提出された資格確認書に基づいて、入札参加資格の有無についての確認を行い、その結果を契約担当者に報告するものとする。

3 町長は、入札参加資格の判定結果について、「一般競争入札(条件付)参加資格の確認について(通知)」(第5号様式)(以下、「一般競争入札参加資格確認通知」という。)により、公告に定める日までに、申請者に通知するものとする。ただし、入札参加資格が無いと認められた場合は、その理由を記載しなければならない。

(設計図書の閲覧)

第9条 現場説明書、設計図及び単価抜き設計書等(以下これらを「入札説明書」という。)は、公告の日の翌日から一定の期間、閲覧に供するものとする。

2 前項の期間は、公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

(入札説明書の頒布)

第10条 契約担当者は、資格確認者に対する現場説明会を行わず、入札説明書の頒布をもってこれに代えるものとする。

2 入札説明書は、「一般競争入札参加資格確認通知」の通知後に頒布するものとする。

3 前項の頒布期間は、「一般競争入札参加資格確認通知」において明らかにするものとする。

4 入札説明書は、当該工事の公告において定めた方法により頒布するものとする。

(質問書の提出及び回答書)

第11条 入札説明書について質問のある者は、入札説明書に定める日までに「質問書」(第6号様式)の提出をするものとする。

2 契約担当者は、前項の質問書の提出があった場合には、各質問事項を一括して「回答書」(第7号様式)を作成し、閲覧又は写しの交付を行うものとし、方法等は入札説明書で明らかにするものとする。

(工事費の内訳書の提示)

第12条 入札者は、一般競争入札の第1回目の入札に当たり、工事費の内訳書を提出しなければならない。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加資格を確認した者で、入札日において第6条に規定する入札参加者の資格要件のない者
- (2) 入札参加資格申請書及び付属書類に虚偽の記載をした者
- (3) 入札に関する条件に違反した者
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出期限から落札決定まで、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- (5) 入札日において、発注工種につき、入札日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以後に建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていない者及びその結果通知を受けていない者

(電磁的方法による入札の特例)

第14条 かながわ電子入札共同システムによる入札とする場合の手続きその他必要な事項については、入札説明書で明らかにするものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、取扱いの細目については、契約担当者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年7月10日から施行する。

附 側(平成20年開成町訓令第13号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 側(平成23年開成町訓令第15号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 側(平成23年開成町訓令第20号)

この訓令は、公表の日から施行する。